

## 桑江直哉議員に対する問責決議

議員は、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努めるとともに、その地位による影響力を不正に行使してはならず、その責務を深く自覚し、市民の信頼並びに付託に応えるため、より高い倫理観を持たなければならない。

また、議会における議員の発言は、他から制約を受けることなく自由に成し得るという発言自由の原則により保障されている。しかし、それは自由だから何を言ってもいいということではなく、議会の品位を傷つけ、議会の秩序を乱すような発言はあってはならない。

桑江直哉議員より令和2年2月第407回定例会において提出された、議案第164号、令和2年度沖縄市一般会計予算の修正案に対し、各議員が質疑を行ったところ、調査不足により答弁が不十分であることを捉え、令和2年3月25日、議会終了後、非公式ながら議会運営委員会を開き、今後の沖縄市議会の運営について、このまま疑義を残すべきではないという議論が交わされ、発言の真意、事実確認等については継続して審議していくこととなり、令和2年6月第408回定例会会期中において議会運営委員会にて聞き取りを行った。

議会運営委員会の中において、真偽を確認するも、一貫して自身の主觀のみに基づく主義主張を繰り返し、2月定例会終了後も疑義のあった部分について十分な調査もせず市民不在の無責任な言動に終止した。

これは正にスタンドプレーであり、この対応は議会に対し、全く誠意が無いと言わざるを得ない。

また、議会において、議員は特に、事実確認はもとより、自ら発する言葉に責任を持たなければならぬ。

桑江直哉議員自らの意志と責任において態度を正すことを期待し、穩便な解決を図ろうとした議会運営委員会の思いは桑江直哉議員には全く届いておらず、強い憤りを覚えるとともに、誠に残念でならない。

よって我々沖縄市議会は、桑江直哉議員に対する猛省を促すとともに、議員としての責務を自覚するよう強く求める。

以上、決議する。

令和2年7月7日

沖縄市議会